

マーチングバンド部門

実施規定・審査規定

大会における著作権等について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じ穴場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

【肖像権について】

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

【音楽著作権使用許諾申請について】

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

(1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する……………音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する（領収証等）のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

(2) 市販の楽譜をアレンジして利用する……………音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、使用許諾が必要です。

(3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する……………音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒団体ごとに原曲の作曲者または版權を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。）

尚、著作権は作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します（戦時加算）。

- ① 2022年時点で編曲の許諾が得られない可能性の高い作曲家
バーンスタイン…「ウェスト・サイド・ストーリー」など
コープランド…「アパラチアの春」など
ストラビンスキー…「火の鳥」など

- ②他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲許諾申請は（JASRAC ・ 日本音楽著作権協会ほか）が公開している楽曲データベースを参照した上で、版權を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、版權を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、版權所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出ください。

(4) 自作曲を利用する……………音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※参加申込手続きまでに上記の著作権申請が終了し、許諾をいただいていること。

【楽譜の複製・コピーについて】

市販の楽譜をコピーして使用する場合は、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRACほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾が必要です。

※JASRACの管理楽曲については、複製部数が100部までの場合、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ1,600円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ400円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本マーチングバンド協会（J M B A） TEL 03-6231-6033
E-mail : jmba@japan-mba.org

一般社団法人日本音楽著作権協会（J A S R A C） 出版課 TEL 03-3481-2170
<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会（C A R S） <https://www.cars-music-copyright.jp>

マーチングバンド部門 実施規定

1. 参加資格

特別出演以外、下記（１）の①，（２），（３），（４）の要件をひとつでも満たしていない場合は、参加不可とする。

（１）参加資格は、次のいずれかとする。

① **2022年9月1日現在**、宮城県マーチングバンド協会（以下、宮城県協会）に加盟登録をしている団体。**※大会参加は加盟登録名で参加すること。**

加盟登録をしていない団体は、フェスティバルの部への参加のみ、認める。

加盟登録をしている団体は幼稚園保育園の部以外の部門とフェスティバルの部とのダブルエントリーを可とする。

② 宮城県マーチングバンド・バトントワーリング連盟より出演依頼された団体または個人であること。（特別出演）

（２）参加団体は、大会実行委員会が指定した期限までに下記（①②③④）の参加手続きを終えていること。

① 参加申込書の提出，参加費の納入

団体参加費として **1 団体10,000円**（合同は2 団体目から3,000円ずつ追加）

※ただし，（１）②については参加費を徴収しない。

② 構成メンバーの登録。（当日の構成メンバーは登録人数以内であること。）

※構成メンバーとは，当日演技フロアに入場し演技演奏及び指揮を行う者とする。

（幼保の部のみ登録運搬補助員も含む）

③ 音楽著作権に関する書類の提出。

④ その他，指定した書式の提出。

（３）大会実行委員として参加団体から **2 名** 以上，大会当日の運営協力をする。

（４）大会実行委員会が指定した参加団体打ち合わせ会議に出席すること。

※上記の規定の要件を満たさない場合は参加不可とする。

※提出書類に不備があった場合は，事務局より連絡し再提出を求める。

2. 構成と編成

（１）幼稚園・保育園の部

① 構成は下記のいずれかとする。

ア. 単一加盟団体の幼児構成。

イ. 複数加盟団体の合同幼児構成。

② 楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハープシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は，実行委員会に問い合わせること。

※事前申請のあった場合のみ A C 電源の使用を許可する。

③ 人数及び編成は自由とする。

(2) コンテスト 小学生の部

①構成は下記のいずれかとする。

ア. 単一加盟団体の小学生構成。

イ. 複数加盟団体の合同小学生構成。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハープシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

③人数及び編成は自由とする。(編成に2名までの教師等を含む)

④教師等の指揮者(小学生以外)は2名までとする。ただし、小学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。

(入退場時のみの楽器・器物等の搬入搬出は可)

(3) コンテスト 中学生の部

①構成は下記のいずれかとする。

ア. 単一加盟団体の中学生構成。

イ. 複数加盟団体の合同中学生構成。

ウ. 単一加盟団体の小・中学生構成。

エ. 複数加盟団体の合同小・中学生構成。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハープシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

③人数及び編成は自由とする。(編成に2名までの教師等を含む)

④教師等の指揮者(小・中学生以外)は2名までとする。ただし、小・中学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。

(入退場時のみの楽器・器物等の搬入搬出は可)

(4) コンテスト 高等学校の部

①構成は下記のいずれかとする。

ア. 高等学校の単一加盟団体在校生による構成。

イ. 同一学校法人内の高等学校及び中学校の合同構成。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハープシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

③人数及び編成は自由とする。(編成に2名までの教師等を含む)

④教師等の指揮者(生徒以外)については2名までとする。ただし、生徒以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。

(入退場時のみの楽器・器物等の搬入搬出は可)

(5) コンテスト 一般の部

①構成は単一加盟団体による構成。ただし、小学生以上であること。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハープシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある

場合は、実行委員会に問い合わせること。

③人数及び編成は自由とする。

(6) フェスティバルの部

①構成は単一団体、もしくは複数団体の合同による構成であること。ただし、小学生以上であること。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハープシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

③人数及び編成は自由とするが立奏とする。

3. 演奏演技

(1) 演技フロア

- ①演技フロアは、別記フロア図の通りとする。(特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて白色で5 c m幅のものとする)
- ②演技フロア中心に縦横3 0 mの正方形を実線で明示する。
- ③上記正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5 mは、太い実線で明示する。
- ④演技フロア全域に5 m間隔の十文字の印（縦横3 0 c m）を明示する。

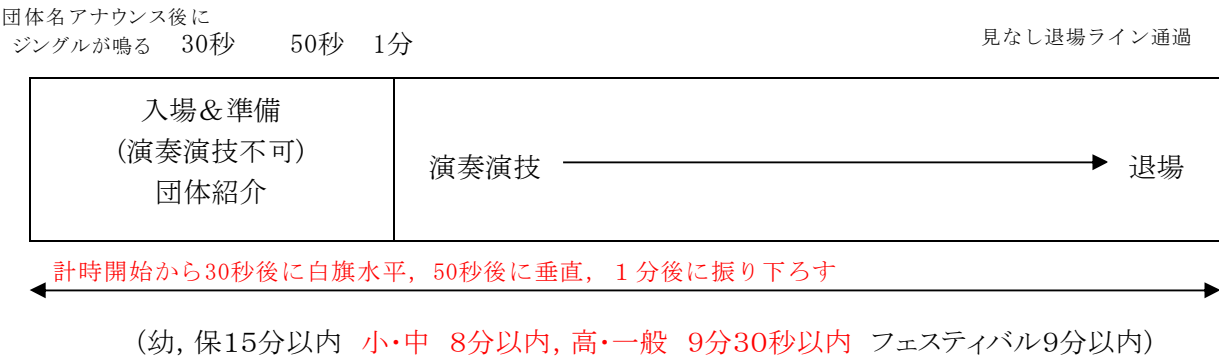
(2) 入退場

- ①構成メンバーは、係の指示に従い、入場待機ラインの外側で待機する。
 - ②構成メンバーは、団体名のアナウンスの後に鳴らすジングル（アラーム音）で入場を開始し、演奏演技の準備をする。
 - ③演奏演技終了後は、見なし退場ライン（退場口側3 0 m側面ライン）を通過し、指定された退場口を使用し、速やかに退場する。
- （注）入退場においては安全を最優先しつつ、スムーズな進行にご協力ください。

(3) 演奏演技時間

入場開始合図のジングルが鳴り、最初のメンバーまたは楽器・器物等が入場待機ラインを超えた時点で計時を開始し、演奏演技が終了しすべての構成メンバー・登録引率者・登録運搬補助員及び器物等が見なし退場ラインを通過した時点で計時を終了する。

- ①幼稚園・保育園の部は1 5分以内とする。
 - ②小学生の部・中学生の部は8分以内とする。
 - ③高等学校の部・一般の部は9分3 0秒以内とする。
 - ④フェスティバルの部は9分以内とする。コンテストの部とダブルエントリーをする場合は、コンテストの部の演奏演技時間とする。
 - ⑤入場開始から1分間は演奏演技をすることはできない。
- ※1分後に審判員が白旗を振り下ろして合図する。
- ※審判の合図する場所については、別記フロア図を参照のこと。
- ⑥最後のメンバー及び器物等が見なし退場ラインを越えてからの演奏演技は不可とする。



4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- (A) 演技フロアーに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。
※規格：1 m 8 0 c m × 1 m 2 0 c m × 1 m 5 0 c m 以内の立体
ただし、規格内の大きさであっても、1 m 2 0 c m を越える高さで演奏演技することは禁止する。
①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
②フロアーに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- (B) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会事務局に**特殊効果申請書**を提出すること。
①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
②乾電池以外の電源の使用は禁止する。
④火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
⑤乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- (C) 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。
大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。
- (D) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (E) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (F) 幼保の部は、事前に申請のあった場合のみ電源使用を許可する。
但し、100V×15A以内の容量とする。

5. 登録引率者及び登録運搬補助員

- ①全参加団体は、登録構成メンバーを補助する引率者を5名まで登録することができる。
引率者リボン（またはシール）を配布予定。引率者名を指定書式にて申告するものとする。
- ②運搬補助員（出演前後の大型楽器等の搬入・搬出のための補助員）はすべての部において、10名まで登録することができる。
運搬補助員は引率者、登録構成メンバーと一緒に出演者出入口からの入場を可とする。
一般出入口からの入場と正面観客席への入場は不可。
運搬補助員リボン（またはシール）を配布予定。運搬補助員名を指定書式にて申告するものとする。
- ③上記①・②の登録引率者および登録運搬補助員は、入場時の搬入作業の補助を行うことができる。演技中はフロア正面に設ける補助員席にて待機し、演技終了後は搬出作業の補助を迅速に行うこと。

6. 演技中に発生した事故対応等について

①落下物撤去について

演技中に不慮の落下物があり“このままでは演技者が危険である”と判断される場合は、登録引率者及び登録運搬補助員がフロアに入って撤去することができる。撤去者は、撤去後にフロアにいる係員に状況を報告することとする。

②衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について

演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな場合、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、登録引率者及び登録運搬補助員がフロアに入って救助することができる。救助者は、救助後にフロアにいる係員に状況を報告することとする。係員が救助に入る際には、演技の誤判断を避けるために団体側に確認した上で救助に入る。

③演技の中断・再演技について

これ以上演技を続けることが危険であると主催者が判断した場合、演技の中断を要請することができる。その判断は、審査委員長が行い、演出部長が団体に要請する。
主催者の原因による中断又は、自然災害による中断以外は原則として再演技は認められない。また、途中で中断した団体は審査対象外とする。

④演技前の設置ミス等に対する指示について

登録引率者及び登録運搬補助員は、楽器・器物等の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一設置場所などにミスがあった場合には、事故防止の観点から演技開始前にフロアに入って指示することができる。
ただし、演技開始後の指示は認めない。

⑤その他

上記の内容は、あくまでも演技者の安全を図るために配慮したものであり、演技の完成度を補完するものではない。参加団体には、入場・セッティングから退場までの完成度を高めることを第一義に考えていただきたい。
なお、危険を回避するための行動による演技の乱れは、審査に影響しないものとする。

7. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。また、大会の開催方法が変更された場合、主催者は係る経費について補償しない。
- (2) 参加手続き期限後の構成メンバー変更等は、当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費は返却しない。
- (4) 東北大会への推薦希望・推薦辞退については、出場申込書に必ず記入する。
- (5) 以下の点により、出演順を宮城県マーチングバンド・バトントワーリング連盟事務局・実行委員会にて決定する。
 - ・構成メンバーが少ない順にプログラムを組むことを原則とする。
- (6) 参加団体の連絡責任者は参加団体連絡責任者会議に出席すること。
※今後のコロナウイルス感染症の状況により、会議を行わず、メール、文書での連絡になる場合も有り。
- (7) 本規定の主旨を変更することなく、字句の加除訂正を実行委員会において行うことができる。

マーチングバンド部門 審査規定

1. 審 査

(1) 審査・審判及び審査員

- ①審査部部長は、審査全般の最終確認を行うとともに、審査審判の円滑な進行を統括する。
- ②審査員は5名以内とし、下記の内容を審査する。
コンテスト小学生の部・中学生の部
音楽と演奏に関する審査・視覚と動きに関する総合的な審査
コンテスト高等学校の部・一般の部
音楽効果・視覚効果・管楽器の技術・打楽器の技術・動きの技術（ガード）
幼稚園・保育園の部 フェスティバルの部
審査は無く、総合的に講評する。
- ③上記項目の内容については、全国大会基本実施要項内の審査内容に準ずる。
- ④審査審判業務員は複数とし、人数・時間・器物・入退場の各内容を審判し、違反の有無を審査部部長に報告する。

2. 罰 則

- ・参加団体及び応援保護者等に下記の項目に該当する行為があった場合、審査部部長は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。
- ・該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警 告

- ①下記「(2) 減点」及び「(3) 失格」の項目以外の実施規定に反した場合。
- ②役員・係員の指示に従わない行為のあった場合。
- ③他の参加団体及び観客に対して、迷惑となる行為のあった場合。
- ④非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

(2) 減 点（違反1回につき各審査員の評点から1点減点）

- ①実施規定「1. 参加資格」(2)②に反した場合
- ①実施規定「2. 構成と編成」(1)～(5)内の④に反した場合。
- ②実施規定「3. 演奏演技」に反した場合。
※タイムオーバーについては、規定変更初年度のため、30秒オーバーまでは警告とし、それを超える場合は1秒ごとに1点減点する。なお、事故発生によるタイムオーバーの場合は適用しない。
- ④実施規定「4. 手具・器物・特殊効果関連」に反した場合

(3) 失 格

- ①実施規定「2. 構成と編成」(1)～(6)内の①に反した場合。
- ②消防法等の法令に抵触する行為（火気・危険物等の使用）があった場合

3. 成績・表彰・推薦

幼稚園・保育園の部

(1) 成績

- ①大会終了後、全参加団体に講評を配布する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②幼稚園・保育園の部は県大会までの出場とする。
- ③東北支部より東北大会へ特別出演の要請があった場合、審査員の協議により推薦する。

コンテスト 小学生の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い団体から上位 **9 団体** を東北大会へ推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

コンテスト 中学生の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い団体から上位 **1 団体** を東北大会に推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

コンテスト 高等学校の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い団体から上位 **3 団体** を東北大会に推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

コンテスト 一般の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い団体から上位 **2 団体** を東北大会に推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

フェスティバルの部

(1) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②点数をつける審査は行わず、講評のみとする。
- ③審査員の協議により、基本、東北大会1日目に **2 団体**、2日目に **1 団体** を推薦する。
※宮城県マーチングバンド協会に加盟登録をしていない団体が宮城県大会に出場し、東北大会への出場推薦をされた場合は、速やかに団体加盟登録手続をするものとする。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。